

ID: 208

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の更新		
例規名 根拠条項	柴田町下水道排水設備指定工事店規程 第10条第1項		
例規番号	令和2年上下水道規程第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第10条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、町長の指定する日までに様式第1号による申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日